

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（特定無線設備等）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一〇十五の三 （略）

一〇十五の三 （略）

十六 五四MHzを超え七四・六MHz以下、一四二MHzを超え一六九MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレメーター用固定局及び他の固定局によつてその送信が制御される同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局の無線設備であつて空中線電力が一〇ワット以下のもの（第三十八号に掲げるものを除く。）

十六 五四MHzを超え七四・六MHz以下、一四二MHzを超え一六九MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレメーター用固定局及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局（いずれも他の固定局によつてその送信が制御されるものに限る。）の無線設備であつて空中線電力が一〇ワット以下のもの

2
（略）

2
（略）

十七〇五十八 （略）

十七〇五十八 （略）